

社会福祉法人 光和苑  
共同生活援助利用契約書  
( 短期入所サービス利用契約書 )

\_\_\_\_\_ (以下「利用者」といいます。) とグループホームいなみつ (以下「事業者」といいます。) は、利用者がグループホームにおいて、事業者から提供される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく介護給付内の短期入所 (以下「短期入所サービス」といいます。) を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」といいます。) を締結します。

## 第1章 総 則

### (契約の目的)

第1条 本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく介護給付内の共同生活援助について、利用者の地域における生活を支援し、事業者が提供する短期入所サービスの内容と利用者が支払うべき料金との関係を明確にし、利用者と事業者の双方の理解と合意のもとに短期入所サービスが提供されることを目的とします。

### (短期入所サービス)

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の短期入所サービスを利用者に提供するものとします。

### (契約期間)

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日とします。

- 2 前項の契約期間満了の日に引き続き、利用者について介護給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間本契約は更新するものとします。また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様とします。ただし、第14条もしくは第15条により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

## 第3章 利用料金

### (利用料金)

第5条 事業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。

- 2 利用者は、短期入所サービスの対価として市町村が定める定率負担額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく介護給付対象料金を事業者を支払うものとします。

- 3 利用者は、本人の希望による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく介護給付対象外サービス提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業者に支払うものとします。

事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく介護給付対象外サービスに要する費用を、物価の変動その他の理由により相当な額に改定することが出来るものとします。なお、改定した場合は別紙「重要事項説明書」にその旨記載するものとします。

(利用料金の支払い等)

第6条 事業者は、当月の利用料金合計額（定率負担額・介護給付対象料金、食材料費、光熱水費）の請求書を、翌月10日までに利用者に送付するものとします。

- 2 利用者は、前項により請求のあった利用料金の合計額を、翌月15日までに支払うものとします。

- 3 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行するものとします。

ただし、銀行振替の場合は、通帳記入を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行するものとします。

## 第4章 事業者の義務

(事業者の姿勢)

第7条 事業者は、利用者の人間としての尊厳を重んじる姿勢を堅持すると共に、法律及び事業者の定めた諸規程を遵守し、事業者としての義務を果たします。

(事業者の義務)

第8条 事業者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、常に利用者の健康に注意すると共に、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師と連携し、利用者からの聴取・確認を行ったうえで、必要なサービスを実施するものとします。

- 3 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、医師の指示によることなく身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

なお、こうした行為を行った場合は速やかに家族、または身元引受人に報告するものとします。

- 4 事業者は、利用者のプライバシーの保護について、十分な配慮をするものとします。ただし、短期入所サービスの実施及び安全衛生上の管理の必要があると認められる場合、入利用者は、事業者及び職員が居室などに立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。

(守秘義務)

第9条 事業者は、正当な理由がある場合を除き、利用者またはその家族の個人情報を他に漏らさない義務を負うものとします。

- 2 事業者は、職員が退職後、利用者またはその家族の個人情報漏らすことのないように必要な措置を講じるものとします。

## 第5章 利用者の義務

(グループホーム利用規則の遵守)

第10条 利用者は、グループホーム利用規則を守るよう努めます。

(利用者のグループホーム利用上の注意義務等)

第11条 利用者は、グループホームをその本来の用途に従って、利用するものとします。

## 第6章 損害賠償

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第12条 事業者は、短期入所サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに福岡県及び関係各機関並びに利用者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事業者の故意・過失により利用者に損害が生じたと立証された場合は、事業者は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

## 第7章 契約の終了

(契約の終了事由)

第13条 利用者または事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

(1) 利用者が死亡した場合。

(2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由によりグループホームを閉鎖した場合。

(3) 事業者が障害者共同生活援助事業所の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。

(4) 第14条もしくは第15条に基づき本契約が解約された場合

(利用者からの契約解約)

第14条 利用者は、7日以上予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することが出来るものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来るものとします。

(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。

(2) 事業者が第9条に定める守秘義務に違反した場合。

- (3) 事業者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応を取らない場合。

(事業者からの契約解除)

第15条 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、7日以上予告期間において書で通知することによりこの契約を解約することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 第5条にもとづき利用者が事業者を支払うべき短期入所サービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払われない場合。

## 第8章 その他

(苦情解決)

第19条 事業者は、提供した短期入所サービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情解決に関する規則にもとづき、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとします。

- 2 事業者は、利用者又は身元引受人が苦情を申し立てた場合、これを理由とする不当な扱いは一切しないものとします。

(身元引受人)

第20条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、利用者に身元引受人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

- 2 身元引受人は、次の責任を負います。
  - (1) 利用者が疾病などにより医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行われるように事業者に協力すること。
  - (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に応じた適切な受け入れ先確保に努めること。
  - (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、慰留金品の処理、他必要な措置。
- 3 身元引受人は心身等の事情によりやむを得ずその地位の継続が困難である場合には、これを直ちに事業者에게 告げ、事業者の承認する者を新たに身元引受人にする事により、その地位を辞する事が出来るものとする。

(代理人)

第21条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(連帯保証人)

第22条 事業者は、利用者に対して連帯保証人を定める事を請求できます。ただし連帯保証人を定める事が出来ないやむを得ない理由があつて、事業者がそれを認める場合には、この限りではありません。

2 連帯保証人を定めるにあたっては、未成年でない者を定めることとします。

3 本契約に基づく事業者の利用者に対する責務について、事業者が必要ありと認め要請したときは、これに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

4 連帯保証人は、利用者が事業者に対して別紙重要事項説明書に記載した利用料金、損害賠償等の費用の支払いについて、利用者と連帯して保証するものとします。

5 前項の連帯保証責務により連帯保証人が負う保証責務の限度額は金30万円とします。

6 利用者が利用料金の支払いを3カ月分以上滞納した場合は、事業者は連帯保証人に滞納の事実を通知し、対処を求めるものとします。

(協議事項)

第23条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

管理者 有吉 剛史 印

共同生活援助利用契約書に係わる了解事項  
(短期入所サービス利用契約書に係わる了解事項)

第1項 法定代理人が、選任されていない当面の間は、第20条に規定する身元引受人がこれに代わるものとする。

第2項 事業者は、傷病、無届外出等利用者に異変が生じた場合は、身元引受人に連絡するものとします。度重なる無届外出が続いた場合は、直ちに本契約を解約するものとします。

上項につき、これを了解します。この了解事項を証するため、本書2通を作成し、利用者および身元引受人と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

事 業 者 所在地 京都郡苅田町大字稲光1442番地

名 称 グループホーム いなみつ

管理者 有吉 剛史 印